

目次

まえがき……………iii

第1章 警備保障とは何か……………1

第1節 警備業……………5

第2節 警備保障……………10

第2章 犯罪と警備業……………15

第1節 犯罪の現状……………17

第2節 サイバー空間における犯罪の脅威……………23

一 サイバー犯罪の現状……………23

二 サイバー犯罪の脅威……………25

第3節 サイバー犯罪と警備業……………26

一 サイバーセキュリティの重要性……………26

二 サイバー犯罪に対する警備業の役割……………27

第4節 犯罪防止に貢献する警備業の役割……………28

一 地域安全思想の普及活動……………30

二 護身行為の教育活動……………31

- 三 社会的弱者へのサポート……32
- 四 警備事業の提供……33

第3章 自然災害と警備業……35

第1節 自然災害の現状……35

第2節 自然災害発生時における警備業の役割……36

- 一 事前防災活動への参加……36
- 二 社員の安否確認と連絡体制の確立……37
- 三 営業拠点の安否と早期立ち上げ……38
- 四 お客様の被害確認……39
- 五 業務依頼要望への対応……40
- 六 支援協定……40

第4章 火災と警備業……42

第1節 火災の現状……45

第2節 自動火災報知システム……47

第3節 火災防止における警備業の役割……50

第5章 警備業者を選ぶ基準……53

第1節 警備業者を見わけるコツ……54

ix 目次

第2節	企業の選定基準、10のポイント……	58
第3節	ホーム・セキュリティの選定基準、10のポイント……	65
第6章	警備業の基本……	70
第1節	警備業法による教育……	71
第2節	警備業は教育産業……	73
第7章	警備業界の概況……	76
第1節	歴史的背景……	77
第2節	警備業界の現況……	79
一	警備業者の規模……	79
二	機械警備業者の規模……	82
第3節	護身用具……	83
第4節	警備業法における資格者制度……	86
一	警備員指導教育責任者の業務……	87
二	機械警備業務管理者の業務……	88
三	検定合格者……	90
第5節	外国における警備業の実態……	90
一	法律制定と改廃状況……	91

x

二	警備員の護身用具……………	92
第6節	雇用状況……………	94
一	国内の実態……………	95
二	外国人の警備員登用……………	96
第7節	働き方改革と警備業……………	98
一	健康管理と福利厚生……………	98
二	勤務の在り方と労働対価……………	99
三	安全衛生と警備業……………	100
第8節	一般社団法人全国警備業協会……………	100
第8章	警備業の契約……………	103
第1節	警備契約とは何か……………	104
一	請負契約……………	107
二	委任契約……………	108
三	雇用契約……………	108
四	警備契約の定義づけ……………	109
第2節	過去の紛争事例……………	111
第3節	警備賠償責任保険……………	115

xi 目次

	第9章 警備業の業務内容 ……………117
	第1節 施設警備業務 ……………117
	一 施設警備業務……………117
	二 巡回警備業務……………120
	三 保安警備業務……………121
	四 空港保安警備業務……………122
	五 機械警備業務……………123
	第2節 交通誘導警備業務・雑踏警備業務 ……………124
	一 交通誘導警備業務……………124
	二 雑踏警備業務……………128
	三 公営競技場の警備……………130
	第3節 運搬警備業務 ……………131
	一 核燃料物質等危険物運搬警備業務……………132
	二 貴重品運搬警備業務……………134
	第4節 身辺警備業務 ……………136
	一 要人警備……………137
	二 特殊警備……………139
	第5節 機械警備業務 ……………141
	一 事業所向けの機械警備……………145
	二 一般家庭向けの機械警備……………145

三	機械警備業務の運用……………	146
第6節	非常事態に備えて……………	148
一	緊急通報……………	148
二	防犯訓練と防犯診断……………	152
三	避難誘導の方法……………	153
四	救急法・護身術……………	155
第10章	警備の料金……………	162
第1節	原価計算のとりえ方……………	162
第2節	標準料金試算表の紹介……………	163
第11章	警備業と関連法規……………	168
第1節	警備業者が守らなければならない法律……………	168
一	警備業法……………	169
二	消防法……………	177
三	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律……………	178
四	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律……………	181
五	職業安定法……………	181
六	労働基準法……………	182
七	労働安全衛生法……………	186
八	個人情報保護に関する法律……………	186

第13章 警備業の将来……211

第1節	検定制度の影響と再編成……	214
第2節	高齢化社会と警備業……	216
第3節	ホーム・セキュリティと警備業……	220
第4節	キャッシュレス社会と警備業……	222
第5節	感染症と警備業……	223
第6節	これからの警備業……	227
第7節	新規に警備業を設立するための手続き……	229
一	警備業認定申請……	230
二	服装の届出……	232
三	護身用具の届出……	233
四	その他の届出……	234
	あとがき……	236
	参考文献……	238
	執筆者グループ……	241

第1章 警備保障とは何か

警備保障という言葉が社会に定着し、全国各地で制服警備員の活躍する姿が見受けられ、企業活動や日常生活になくてはならない存在になっている。

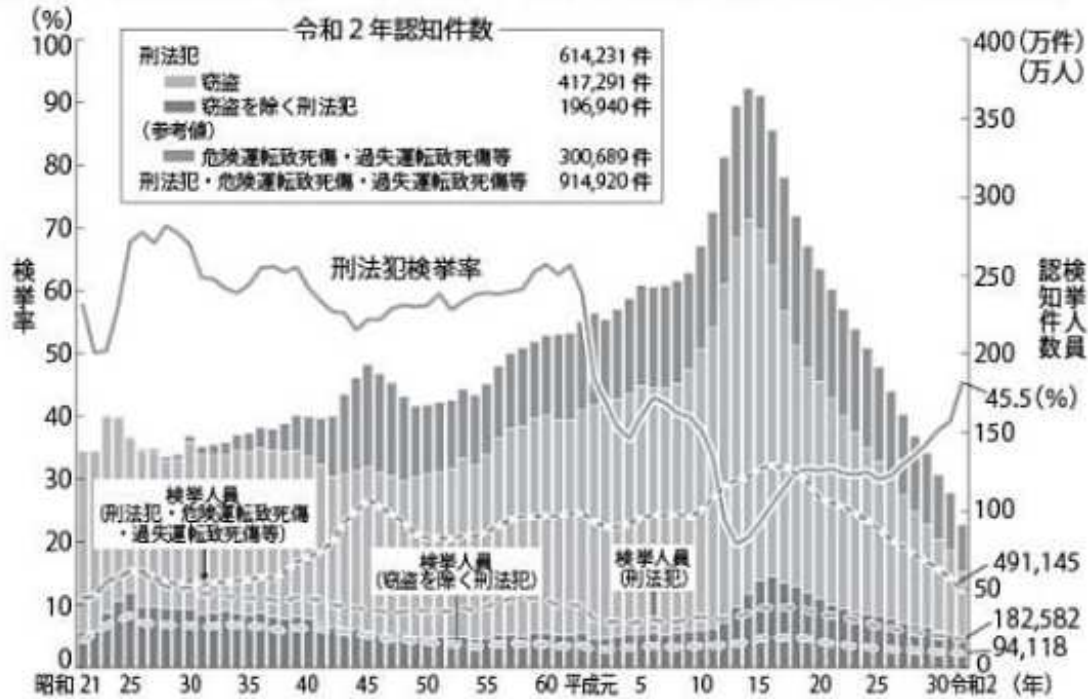
警備は、以前は警察が行うものというイメージであったが、これを大きく変えたのが昭和45年（1970年）に開催された大阪万国博覧会における制服を着用した警備員の活躍である。

最近では、この二十数年間で大きな災害が発生した。平成7年（1995年）に「阪神・淡路大震災」、平成23年（2011年）には「東日本大震災」原子力発電所事故、平成31年（2019年）には「熊本地震」等の復興支援に尽力した警備員の活躍ぶりは記憶に新しいところである。また、法務省の「犯罪白書」「刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移」（図1-1）の通り、戦後増加の一途をたどっていた犯罪が、平成15年（2003年）以降、減少傾向に転じた。

この減少傾向に転じた契機となったのは、平成17年（2005年）に政府が犯罪の増加に歯止めをかけるため示した、大きく二つからなる総合的な犯罪抑止対策の推進であった。

一つが、地域の自主的な取り組みを支援し、官民連携した健全で魅力あふれる街づくりを推進する「安全・安心なまちづくり」である。

図 1-1 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移（昭和 21 年～令和 2 年）



(注) 警察庁の統計による
(出所) 『犯罪白書』(令和 3 年版)

各自治体が「安全・安心まちづくり条例」等を制定し、地域住民、商工会、警察、自治体が連携協働した犯罪抑止活動や、自主防犯活動の中核ともなる防犯ボランティア団体の拡充と活動の活性化を図り、国民の防犯意識向上を図ったのである。

また、被害の未然防止や犯罪発生時の対応に極めて有効な街頭防犯カメラの設置促進を進めたことも犯罪減少への大きな一手段であった。

もう一つが犯罪の起こりにくい社会づくりである。

かつての日本の良好な治安を支えてきた社会の高い規範意識や、地域の強い絆が時代とともに希薄化されており、このまま推移すればさらなる犯罪の増加を招く結果ともなりかねない状況にあった。